

令和7年度 第3回 習志野市国民健康保険運営協議会 会議録

- 1 開催日時 令和8年1月29日(木) 14:00～15:00
- 2 開催場所 習志野市役所分室 サンロード津田沼6階 大会議室
- 3 出席者
(委員)鴨 哲登志、佐藤 まり、市角 勝康、矢崎 球喜、田尻 正代、
早川 早苗、小林 智、古川 真希子、国枝 譲二、久保木 俊光、
高橋 真理人、柳 賢一、杉戸 一寿
以上13名
(市職員)副市長 遠藤 良宣
協働経済部部長 小倉 一美
協働経済部次長 吉岡 治
協働経済部窓口サービス推進室室長 柴野 文明
[国保年金課]
国保年金課長 佐藤 哲史、協働経済部主幹 黒岩 博之
調整係長 今井 恵司、国民健康保険係長 吉野 広美
副主査 川合 史祥、副主査 岡田 千佳
[健康支援課]
健康福祉部主幹 仲川 陽子、成人高齢者保健係長 佐々木 千佳、
副主査 中村 晴美
- 4 欠席者 0名
- 5 傍聴者 0名
- 6 議題 審議事項
(1)国民健康保険料の保険料率改定について
- 7 その他 その他(事務連絡等)
- 8 会議資料 ※別添資料
審議事項に関する資料
(1)国民健康保険料の保険料率改定について

開 会

- ・鴨会長より会議が開会され、
 - 本日の出席委員が定数に達しているため会議が成立すること
 - 本日の運営協議会は原則公開だが、審議内容により公開・非公開の判断が必要になった際は、改めて審議すること
 - 傍聴希望者については、定員に達するまでは入場を許可することが確認された。

会議録の作成等

- ・会議録は要点筆記とし、市ホームページ及び情報公開コーナーで公開することが確認された。

諮問書

- ・鴨会長へ諮問書が渡された。
 - ・遠藤副市長から挨拶があった。
- (この後、副市長は公務のため退席)

審議事項

- ・鴨会長の指示により、審議(1)について、佐藤課長(市)が資料に基づき説明した。
内容は次のとおり。

審議(1)国民健康保険料の保険料率改定について

○前回の会議では、仮係数による国保事業費納付金の算定結果及び、地方財政の状況等について報告したが、今回は、1月に入ってから示された確定係数による国保事業費納付金の算定結果及び保険料率の改定について説明する。

○国保事業費納付金の算定結果について説明すると、令和8年度の国保事業費納付金は、総額39億2,621万5千円で、前年比1億3,793万8千円、3.6%の増加となった。また、前回の会議でも説明したが、令和8年度から子ども・子育て支援納付金分が創設され、これは国の施策として、社会全体で子ども・子育て世帯を応援していくため、児童手当の拡充をはじめとした少子化対策の財源の一部を、全世代が健康保険の保険料と合わせて納付するものである。なお、前回の会議で報告した仮係数による算定結果から、4,291万4千円増加としているが、これは診療報酬改定の影響を反映したこと等によるものである。

○1人あたりの国保事業費納付金は、国保事業費納付金を本市が見込む被保険者

数で割ったもので、1人あたりの平均負担額を比較するもので、全体の平均は前年比9,443円、6.0%の増加となっている。

○子ども・子育て支援金制度について、改めて概要を説明すると、子ども・子育て支援納付金は、保険料等を財源として、健康保険の各保険者が負担するもので、負担配分の仕組みとして、まず、子ども・子育て支援金の総額を医療保険料の負担総額により、後期高齢者医療制度とそれ以外の保険者に案分し、次に、後期高齢者医療制度以外の保険者において、加入者数により会社員等が加入する被用者保険と、国民健康保険に按分する。また、子ども・子育て支援交付金の流れとして、まず、国民健康保険の被保険者が、市町村に対して、保険料として子ども・子育て支援納付金分を納付し、市町村は、これを国保事業費納付金として都道府県に納付、都道府県は、これを国に納付し子ども・子育て支援施策の強化に充てられることとなる。なお、国保においては、保険料の他、既存の医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分と同様に、国、県、市の公費負担がある。

○子ども・子育て支援納付金は令和8年度から令和10年度にかけて段階的に増加することが予定されており、子ども・子育て支援納付金の総額は、令和8年度は約6,000億円、令和9年度は約8,000億円、令和10年度は約1兆円が目安とされ、いずれも全国の総額であり、各保険者に按分された後、保険者は保険料等を財源にこれを納付することとなる。なお、令和8年度の本市被保険者における、子ども・子育て支援納付金分の年間平均保険料は3,549円を見込んでおり、今後段階的に増加する見通しとなっている。

○このような中で、既存の医療分、後期分、介護分の、現行の保険料率をもとに令和8年度の歳入歳出予算を積算すると、約3億1千万円の収支不足が見込まれ、保険料率の改定が必要になるものと考えている。

○続いて、保険料率改定の考え方について説明するが、前回の会議と内容が一部重複するが、改めて説明させていただきたい。

保険料率改定の考え方として、保険料は国保事業費納付金等の財源として納めていただくもので、必要な金額を確保できるよう設定することが原則である。ただし、令和5年度から保険料負担の急増を避けるため、収支不足の一部をその他繰入金で補填していることから、段階的な削減・解消を図る必要がある。

○令和6年度までのその他繰入金の推移は、スライド10のグラフのとおりで、本市では令和5年度以前にも平成29年度まで、継続的にその他繰入金を計上してきたが、平成30年度から国の公費拡充や、激変緩和措置が導入されたことなどにより解消し、その後は、令和2年度、4年度に保険料率を改定したことで0円を維持してきた。しかしながら、令和5年度は前年度に保険料率を改定したこと等を踏まえ、保険料率を据え置いた結果、その他繰入金を1億5,000万円繰り入れ、令和6年度には保険料率の改定を行ったものの、激変緩和措置の終了や1人あたり医療費の増加

等により、削減には至らず 2 億 2,000 万円を繰り入れた。

○千葉県が策定した令和 6 年度から令和 11 年度を計画期間とする第 2 期千葉県国民健康保険運営方針では、決算補填等を目的とした法定外繰入、いわゆるその他繰入金は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭になること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなること等から、削減・解消を図るべきであるとされている。また、新たに決算補填等目的の法定外繰入が発生した場合も、令和 12 年度までに解消することとされている。

○その他繰入金について本市の考え方を説明すると、令和 6 年度までの考え方としては、原則としてその他繰入金の削減・解消を図ることを目指すとともに、社会情勢を踏まえつつ保険料率を定め、その他繰入金を解消する年度について明確な目標設定はなかった。しかしながら、1 人あたり国保事業費納付金の増加は今後も続くことが見込まれる中で、千葉県の運営方針に従い令和 12 年度までに、その他繰入金を解消するためには、毎年度の保険料率の改定が避けられない状況にある。そこで、令和 7 年度から目標年度を明確化し、令和 12 年度に向けて、その他繰入金の段階的な削減・解消を図るため、各年度の目標値を設定した。

○目標設定にあたり、本市は赤字削減・解消計画を作成した。これは国からの通知に基づき実施しているもので、作成対象となる団体は決算において赤字が生じ、赤字が生じた年度の翌々年度までに、予算ベースで赤字の解消が見込まれない市町村である。赤字の原因を分析した上で、赤字削減・解消のための基本方針や具体的な取り組み内容を定めるとともに、赤字削減の目標年次及び年次毎の計画を定める。計画期間は国保運営方針との期間との調和を図るため、原則 6 年以内とされ、本市では令和 7 年度から令和 12 年度までの 6 年間で計画期間として、段階的な削減・解消を図ることとしている。

○本市が策定した赤字削減・解消計画における目標値として、令和 7 年度以降のその他繰入金の目標値について説明すると、令和 7 年度から 12 年度まで保険料率の改定等により、その他繰入金の段階的な削減・解消を図るため、令和 8 年度における目標値を 1 億 9,000 万円としている。なお、保険料率改定の規模については、1 人当たり保険料への影響額として、毎年プラス 6%が必要と見込んでいるが、千葉県から示される国保事業費納付金の額に応じて、毎年度精査することを想定しているものである。

○令和 8 年度における見通しとして、保険料率の改定による効果額及びその他繰入金を積算するとスライド 15 のグラフのとおりとなり、一番左のプラスマイナス 0%は改定を行わず現行の保険料率による場合で、その他繰入金による収支不足の補填として、3 億 591 万 5 千円の計上が必要となり、スライド 15 のグラフは、保険料率改定の規模をプラス 2%からプラス 6%まで示しており、規模に応じて改定効果額が大きくなることから、必要となるその他繰入金が増加されることになる。

今回の積算では保険料率をプラス 3%改定した場合、その他繰入金の総額が 1 億 8,928 万 4 千円となり、目標の達成が可能となる。なお、令和 8 年度については、計画上の見込みであるプラス 6%を下回っているが、令和 7 年度の賦課情報を元に被保険者の所得の伸びを反映したことや、国保事業費納付金の伸びが例年より緩やかであったこと等によるものである。

○国保事業費納付金等の直近の数値をもとに、現時点で令和 8 年度以降のその他繰入金を推計すると、令和 6 年度に策定した赤字削減・解消計画において、毎年プラス 6%の保険料率改定が必要と見込んでいたが、今回の推計では、令和 9 年度以降、毎年プラス 5%の改定により令和 12 年度までのその他繰入金の解消が図られる見通しであり、今後、千葉県と本数値に基づく赤字削減・解消計画変更の協議を行う。なお、本推計では、1 人あたり国保事業費納付金の、平均的な伸び率をプラス 3.5%と仮定しており、保険料率におけるプラス 5%の改定のうち、約 3.5%が納付金の増額に対応する分、約 1.5%が赤字削減分と見込んでいる。

○続いて保険料率改定の内容について説明を行う。

3%の保険料率改定を行った場合、保険料率はスライド 18 の表の通りとなり、医療分は所得割率が 8.29%で、0.19 ポイントの増加、均等割額が 2 万 6,300 円、1,900 円の増加、平等割額が 1 万 4,100 円で 600 円の増加、後期高齢者支援金は、所得割率が 2.62%で 0.02 ポイントの増加、均等割額が 1 万 6,400 円で、1,000 円増加、介護納付金分は所得割率が 2.60%でプラスマイナス 0 ポイント、均等割額が 1 万 6,500 円で 900 円の増加となる。

○改定による被保険者への影響について説明すると、1 世帯あたりの年間保険料は、全体の平均が 17 万 6,837 円で 5,207 円、1 か月あたり 434 円の増加となり、1 人あたりの年間保険料は全体の平均が 13 万 1,971 円で、3,886 円、1 か月あたり 324 円の増加となる。

○所得区分別の年間保険料の変化については、1 人世帯の場合はスライド 20 の表の通りとなり、所得が 43 万円以下の世帯については、介護納付金分なしの改定額がプラス 1,100 円であるなど、比較的小幅の改定にとどまっており、これは低所得世帯に対しては、均等割・平等割の軽減措置が適用されるため、改定の影響が抑えられているためであり、所得割の引き上げの影響により、所得の高い世帯のほど改定額が大きくなる。

○2 人世帯の場合はスライド 21 の表の通りで、1 人世帯の場合と同様、所得割の引き上げによる所得の高い世帯ほど改定額が大きくなり、1 人世帯との違いとしては、均等割が 2 人分となっていることがあげられる。

○スライド 22 のグラフは、2 人世帯・介護納付金ありをモデルケースとして、所得区分別の年間保険料を改定後と改定前で比較したものであり、横軸が年間所得、縦軸が年間保険料で、最小の保険料は 3 万 9,700 円で改定による影響額は 2,600 円で、

最大の保険料は限度額の 110 万円となる。改定による影響額が最大となるのは所得約 769 万円の世帯で、約 2.2 万円の増加、保険料は約 106 万 2 千円となる。なお、本市国民健康保険における世帯主の所得については、全体の約 5 割が 100 万円未満、全体の約 7 割が 200 万円未満となっている。

○改定による効果額は総額で、1 億 1,663 万 1 千円、うち、被保険者が負担する保険料が 8,572 万 7 千円、基盤安定繰入金等が 3,090 万 4 千円となっている。基盤安定繰入金は低所得世帯への均等割の軽減等に対して公費で補填するもので、均等割等の改正によって軽減総額が大きくなることなどにより、波及増があるもので、公費の負担割合は、国・県が合わせて 4 分の 3、市が 4 分の 1 となっており、保険料と基盤安定繰入金等の増額分により、その他繰入金を削減することができる。

○令和 8 年度から創設される子ども・子育て支援納付金分については、千葉県から示された国保事業費納付金をもとに積算した。国保事業費納付金を納付するために必要な財源として、保険料率は所得割が 0.30%、均等割が 1,900 円、18 歳以上被保険者均等割が 80 円となり、18 歳以上被保険者均等割は、18 歳未満の均等割の全額を控除することから、その控除に係る減額分を、18 歳以上の被保険者全体で負担することとされている。なお、千葉県全体の方針に従い、所得割及び均等割の 2 方式により賦課を行うものとして、平等割の賦課は行わない。1 世帯当たりの年間保険料は 4,756 円、1 人あたりの年間保険料は 3,549 円を見込んでおり、現行の医療分、後期分、介護分の合計に対して約 2.8%の規模となる。なお、子ども・子育て支援納付金分の創設に伴い、所得割の設定を小数点第 1 位までの設定から、小数点第 2 までの設定に改める予定で、これは、子ども・子育て支援納付金分の規模が比較的小さいことから、小数点第 1 位までの設定では、今後、保険料率の適切な設定が難しくなることを想定したもので、あわせて、医療、後期、介護分の所得割についても、小数点第 2 までの設定に統一する。

○以上の改定内容を踏まえた令和 8 年度の国民健康保険特別会計予算の見通しについて説明する。

○歳入歳出の概要について、国民健康保険料は、保険料率の改定及び子ども・子育て支援納付金分の創設等により、前年比約 1 億 7 千 4 百万、5.9%増の 31 億 1 千 1 百万円を見込んでいる。保険給付費は被保険者数が減少する一方、診療報酬の増額改定などの影響により、前年比 1 億 3 千 4 百万、1.6%増の 83 億 8 百万円を見込んでいる。国保事業費納付金は、千葉県からの通知により 39 億 2 千 6 百万円を計上している。

○被保険者 1 人あたりの保険料は、前年度比 1 万 139 円、8.1%増の 13 万 5,520 円を見込んでおり、うち 3,549 円が子ども・子育て支援金となる。

○被保険者 1 人あたりの保険給付費は、前年度比 1 万 3,438 円、4.0%増の 35 万

2,600 円を見込んでいる。

○被保険者 1 人あたりの国保事業費納付金は、前年度比 9,443 円 6.0%増の 16 万 6,633 円を見込んでおり、うち 4,110 円が、子ども・子育て支援納付金分となる。

○スライド 30 の表は、繰入金の内訳を示しており、出産育児一時金等繰入金は、出産育児一時金の費用の 3 分の 2 を公費で賄うもので、国の方針により、令和 8 年度から廃止されることとなった。後期高齢者医療制度が、出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが、令和 8 年度から全面的に導入されることに伴い、保険者間の負担のバランスに配慮したものである。なお、出産育児一時金の給付自体は、令和 8 年度も継続する。また、一般会計からの赤字補填である、その他繰入金は、前年比 4,133 万 9 千円減の、1 億 8,928 万 4 千円を計上している。

○令和 8 年度は、国の税制改正に伴い保険料の賦課限度額の引き上げを行う。賦課限度額のイメージは、スライド 31 のグラフのとおりで、横軸の所得の増加に対して、縦軸の保険料額の増加に上限を設けており、賦課限度額を引き上げると、高所得者にはより多くの負担をいただくことになるが、その財源により、中・低所得層の保険料負担を抑制することができる。

○区分ごとの賦課限度額は、医療分を 1 万円引き上げて、67 万、後期分・介護分を加えた計は 110 万円となる。また、令和 8 年度から創設される子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額は 3 万円となる。

○賦課限度額の引き上げによる影響について説明すると、賦課限度額を超過する所得のある世帯数は医療分について、スライド 33 の表のとおり減少を見込んでおり、後期分及び介護分は変更がないため、影響なしでプラスマイナス 0 世帯となる。限度額に到達する収入額は、世帯構成や収入の種類によって異なるため、2 人世帯で世帯主のみ収入があり、給与収入のみのモデルケースで示すと、医療分について表のとおり増加となる。保険料賦課総額に与える影響額としては、医療分で 433 万 6 千円の増加を見込んでいる。

○軽減対象所得の基準額の引き上げについて説明すると、国民健康保険では、世帯の所得に応じて均等割、平等割を軽減する措置があり、基準額を引き上げることにより、対象世帯を拡大するもので、改定のイメージとしては、5 割 2 割の軽減基準額を引き上げることで、これまで軽減がなかった世帯の一部が 2 割軽減になるとともに、これまで 2 割軽減だった世帯の一部が 5 割軽減となる。

軽減対象所得基準額の引き上げにあたっては、厚生労働省は、消費者物価などの経済動向を踏まえ、見直しをすることとしており、令和 8 年度の改定は、軽減対象所得の基準額を引き上げ、軽減対象世帯を拡大する。また、先ほどの賦課限度額と同様に、政令で定める額を基準に、市町村が条例で定めることとされているが、本市は条例で「政令で定める額と同額」と規定しているため、政令と連動して引き上げとなる。

○改定の内容は、5割軽減の基準額で、世帯に属する被保険者数に乗ずる金額を30万5,000円から31万円に、2割軽減の基準額で、世帯に属する被保険者数に乗じる金額を56万円から57万円にするもの。

○改定の影響として、軽減対象世帯数は5割軽減で46世帯、2割軽減で3世帯の増加を見込んでおり、軽減なしから軽減2割となる世帯が49世帯、軽減2割から5割となる世帯が46世帯となるので、合計95世帯の保険料が基準額引き上げの影響を受ける見込み。

○賦課総額に与える影響としては、医療分で126万8千円、支援金分で60万5千円、介護分で14万5千円、計201万8千円の減額を見込んでおり、この減額に対しては、国が定める基準どおりのため、保険基盤安定制度により、県4分の3、市4分の1の割合で、一般会計からの公費で補填される。

以上、「国民健康保険料の保険料率改定について」を説明した。

鴨 哲登志 会長:事務局から説明があった審議事項について質疑を伺う。

高橋 真理人 委員:スライド27の1人あたり保険料の推移について、令和8年度予算は13万5,520円で、前年度比で1万139円、8.1%増加しており、令和3年度決算と比較すると、10万3,653円から、3万円以上上がっているという見方でよろしいか。

国保年金課長 佐藤 哲史:おっしゃる通り。

高橋 真理人 委員:令和3年度から約3割増額しているということか。

国保年金課長 佐藤 哲史:おっしゃる通り。保険料率改定の影響として、スライド27では令和4年度、6年度、7年度、8年度が該当する。また、所得の増加の影響もある。

高橋 真理人 委員:スライド12の赤枠の中で、令和12年度までにその他繰入金を解消するには、毎年度の保険料率改定が避けられず、目標年度である令和12年度に向けて、その他繰入金の段階的な削減・解消を図るため、各年度の目標値を設定と記載がある、これは令和12年度までは、毎年保険料率が増額されるという認識で間違いはないか。

国保年金課長 佐藤 哲史:おっしゃる通り。

高橋 真理人 委員:スライド 10 を見ると、平成 29 年度、令和 2 年度、4 年度、6 年度に保険料率を改定したと記載されているが、毎年は保険料率の改定を行っていない。現状の見通しとしてこれから毎年保険料率を改定せざるを得なくなった背景について伺う。もっと前に対策できなかったかと疑問に感じた。

国保年金課長 佐藤 哲史:平成 30 年度から毎年保険料の改定を行わなかった理由として、平成 30 年度から国保の都道府県化が始まり、財政の部分に関して県が担うことに伴い、公費がかなりの金額が投入されることになり、平成 29 年度まで毎年その他繰入をしていた状況が改善した。また、納付金を決定する際に、所得が高い市町村ほど負担が高くなることを抑えるための経過措置としての激変緩和措置が令和 5 年度をもって終了した。その間にどうにかできなかったという点については、なかなか難しいところだが、将来的に県内どの市町村でも世帯の状況や所得が同じであれば、同じ保険料にするという、保険料水準統一の流れがある中で、千葉県では令和 12 年度までにその他繰入をゼロにする目標が示されてから、本市も目標年度を明確化し段階的にその他繰入の削減をしているところである。

佐藤 まり 副会長:以前に、今後、保険料率改定が毎年 6%行われる予定と聞いた際には、子ども・子育て支援金分は含まれていなかったと記憶しているが、その後子ども・子育て支援納付金分が新設されることになった。今回は 6%を超えず安心したが、今後どのように保険料率が上がるか心配であり、習志野市内でも、食事の数を 1 日 1 回に減らして困っている方がいると聞き、国保の被保険者は収入が低い方たちが多く、簡単に保険料を上げられないと感じている。全国市長会などで、国保財政について要望を挙げていただいていると前にもお伺いしたが、具体的にどのようなことを要望しているか確認したい。

国保年金課長 佐藤 哲史:国等に対しては公費負担の拡充を訴えており、その中で、すでに実現した内容としては未就学児に係る均等割を半額にするという軽減措置があり、長年、市長会から要望したことにより、考えられたものと理解している。昨今の流れとして、令和 9 年度から未就学児から高校生世代まで均等割半額を拡大することが予定されている。

佐藤 まり 副会長:要望については今後も続けていただきたい。

矢崎 球喜 委員:スライド 15 によると、今回 3%の改定で赤字削減・解消計画の目標達成が可能で、その理由として被保険者の所得が伸びていることや、納付金の伸びが例年より緩やかであることと記載があるが、納付金とはスライド 3 の国保事業費

納付金のことか。

国保年金課長 佐藤 哲史:おっしゃる通り。

矢崎 球喜 委員:被保険者は2万3千人ほどに減少するものと見込む一方で、1人あたりの所得が伸びていることと、国保事業費納付金の伸びが例年より緩やかなことを総合的に勘案して、今回の保険料率改定が3%だったということか。

国保年金課長 佐藤 哲史:おっしゃる通りで、被保険者数に関してはご存じのように毎年減少している。1人あたり保険料・納付金の額は上がっているという状況だが、昨今、所得が毎年上がっている状況で、その影響が反映されている。もう1つとしては、県から示される納付金に関して、県全体として国保財政を運営する中で、過年度の決算余剰金を使ってある程度納付金を抑えるような措置があった。子ども・子育て支援納付金分の創設や、出産育児一時金等繰入金金の廃止に対して、県の決算余剰金を利用した形で、抑えた状況である。こうした結果として、6%を想定したところが3%で済んだと理解している。

佐藤 まり 副会長:令和12年度までに、一般会計からのその他繰入金をゼロすることに向けて、しっかりと計算した結果ということは十分理解しているが、市民にとって非常に負担の大きい金額になってくるということを踏まえ、反対の立場を示したい。一般会計のその他繰入金ゼロに向けてということは理解するが、以前に計算した毎年6%保険料率を改定することに加え、子ども・子育て支援納付金がプラスされることにより市民の生活が非常に苦しくなる。保険料率の改定について、なるべく市民の負担が少ないように慎重に検討を進めていただきたいと思う。この金額を全面的に受け入れることは難しい。

矢崎 球喜 委員:負担が重くなることで保険料を支払えない方もいると思うが、国保料を滞納している方がどのくらいいるか伺う。

国保年金課長 佐藤 哲史:現年度分の収納率としてお答えすると、令和6年度で約93%の方が保険料を納めていただいております。保険料率の改定により、収納率が大きく下がるといった影響は見られない。

▽質疑及び意見は以上となる。

答申

- ・鴨会長より、諮問事項の「国民健康保険料の保険料率改定について」採決を行った。
- ・採決の結果、賛成多数により、諮問事項は同意することに決した。
- ・本日の意見をまとめ鴨会長により答申を取りまとめることになった。

閉会

鴨会長より閉会が宣言された。